

所有権解除に必要な書類

使用名義人がお亡くなりの場合

住民票、印鑑証明書などの証明書は全て、発行日より3ヶ月以内のものを添付してください

1. 所有権解除依頼書（原本） 弊社HPよりダウンロード出来ます ※弊社の書式でなくても構いません

- 依頼者蘭に相続人代表の方の現住所・氏名・実印
- 代理人が申請する場合、受任者欄を全て記入し（ゴム印可）、法人の場合は社印（認印）、個人の場合は認印

▲ 弊社の所有権解除依頼書（以下依頼書）を使用せずに委任状でご依頼の場合は、依頼書（または所有権解除に関する念書）の提出が必要です

依頼書を使用する場合、依頼書に全て記入の上（依頼者欄空白可）委任状と合わせて提出してください ※2枚一組で対応致します

※委任状は、委任日、代理人欄等全て記入（ゴム印可）をお願い致します。

2. 車検証のコピー

電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項コピー

※ 閲覧や印刷方法は、国土交通省、電子車検証サイトをご覧ください。弊社HPから移動できます

※ 車検満了日を過ぎているものは「原本」をご用意ください。解除書類と併せてご返却いたします。

※ A6サイズの電子車検証の場合、**最新の自動車検査証記録事項のコピー**もご用意ください。

3. 遺産分割協議書（原本）

※ 法定相続人の間で分割方法を協議し、全ての遺産について分割協議書を作成されている場合は、作成されている遺産分割協議書のコピーでも構いません。なお、自動車以外の遺産は黒塗り等で消していただいても構いません。

※ 遺産分割協議成立申立書(代表相続人の署名捺印のみで遺産分割協議の完了の申し立てを行う書面)をご提出いただいても書類の発行は致しかねますのでご了承ください。

4. 使用者ご本人の死亡が確認でき、かつ相続人全員の続柄が証明できる書類

- 亡くなられた方の改製原戸籍 又は 亡くなられた方の戸籍の全部事項証明書と除籍謄本
- 車検証記載の住所と亡くなった方の最後の住所のつながりを確認できる書類(住民票の除票または戸籍の附票の除票)のコピー
 - ※ 除籍謄本は除籍された方がいない場合、不要
 - ※ 各書類については、各市町村の役所、法務局等でご確認ください
 - ※ 証明書類として、法務局の認証印が押された法定相続情報一覧図でも対応いたします ※コピー不可

5. 相続人全員の印鑑証明書のコピー

- 婚姻等で姓名に変更がある場合、姓名がつながる書類のコピー
 - ※ 書類については、各市町村の役所、法務局等でご確認ください